

佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

佐久市を甲とし、東御市を乙として甲乙が締結した平成24年1月12日付け佐久地域定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の別表に次の取組を加える。

別表（第2条、第3条関係）

1 生活機能の強化

分野	取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
産業 振興	六次産業化による農業振興	地域農業の活性化を図るため、農業者と商工事業者等の多様な主体が連携し、六次産業化による農業振興を推進する。	(1) 住民及び団体等との連携を図りつつ、乙と農産物の生産、供給等に関する情報交換等を実施する。 (2) 乙と共同して農産物の生産、供給等に関する研究等を行うとともに、当該事業が有効なものとなるよう取組を実施する。 (3) その他六次産業化による農業振興に資する取組を実施する。	(1) 住民及び団体等との連携を図りつつ、甲と農産物の生産、供給等に関する情報交換等を実施する。 (2) 甲と共同して農産物の生産、供給等に関する研究等を行うとともに、当該事業が有効なものとなるよう取組を実施する。 (3) その他六次産業化による農業振興に資する取組を実施する。

2 結びつきやネットワークの強化

建設	道路等交通インフラの整備	地域住民の生活や産業・経済等を支える交通ネットワークの強化のため、道路等交通インフラの整備を推進する。	(1) 乙と共同して主要幹線道路等の整備促進に取り組む。 (2) 圏域の主要幹線道路へ接続する甲の区域内の道路等の整備を実施する。 (3) その他道路等交通インフラの整備に資する取組を実施する。	(1) 甲と共同して主要幹線道路等の整備促進に取り組む。 (2) 圏域の主要幹線道路へ接続する乙の区域内の道路等の整備を実施する。 (3) その他道路等交通インフラの整備に資する取組を実施する。
----	--------------	---	---	---

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成29年1月23日

甲 佐久市中込3056番地  
佐久市  
佐久市長

柳田清二 

乙 東御市県281番地2  
東御市  
東御市長

花岡利夫 